

亀山市成年後見サポート事業

本市では、財産管理や日常生活などに支障がある人を社会全体で支え合うしくみづくりが求められる中、成年後見制度の利用が必要な人の早期発見・早期対応に加え、現に後見活動を行う親族後見人や成年後見人への継続的なサポートを行う機関を亀山市社会福祉協議会に設置しました。

成年後見制度の利用が必要と思われる方を発見・把握された場合は、亀山市社会福祉協議会までご連絡ください。



お問い合わせは

TEL:0595-82-7985

受付時間：平日 8:30～17:15 (土日・祝日、年末年始は休み)
場 所：亀山市社会福祉協議会 (あいあい2番窓口)

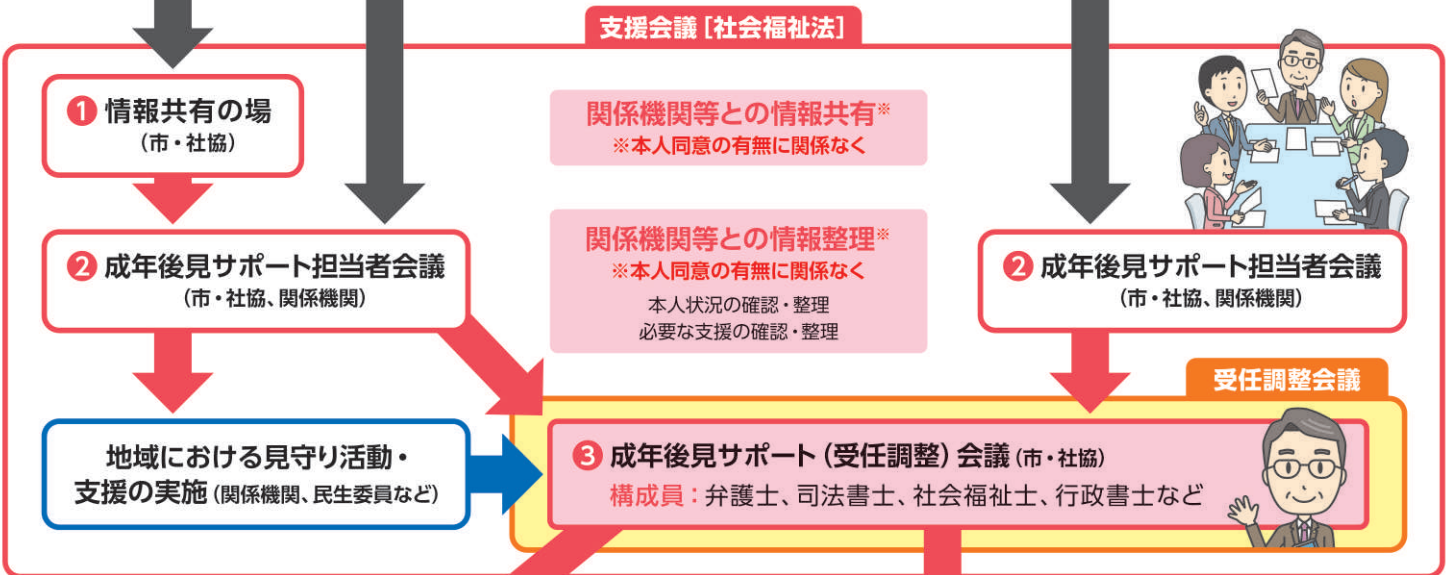
支援体制図



来所や電話による相談・情報提供

通常 (緊急性低い)

非常事態 (緊急性高い)



本人の実情に応じた受任機関を選定し、裁判所に申立て

個人のみならず、世帯が複合的な福祉課題を抱える場合

津家庭裁判所

受任機関

- 弁護士会
- 司法書士会
- 社会福祉士会

家庭裁判所

- 行政書士会
- 法人後見など

支援プランの作成・評価※
※本人同意の継続的な取得

相談支援包括化サポート会議
(市健康福祉部、市社会福祉協議会、必要な関係機関など)

重層的支援会議 (相談支援包括サポート会議) [社会福祉法]

4 法福連携ネットワーク協議会 (家庭裁判所はオブザーバーとして参加)

- 成年後見制度の利用促進に向けた情報交換、司法と福祉などの連携方法の検討
- 成年後見サポート事業の実施状況や体制などに関すること

協議会委員：弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士、医師、民生委員、地域包括支援センター、障害者総合相談支援センター、鈴鹿亀山消費生活センター、市まちづくり協働課など

事務局：市地域福祉課 (福祉総務G)、社会福祉協議会 (生活支援係)



協議会 (成年後見制度利用促進法)

亀山市成年後見制度利用支援事業

本人等の財産状況から「申立費用」や「後見人等報酬」を負担することが困難な場合に、次のとおり費用を助成することで、成年後見制度の利用促進を図るものです。利用を希望される場合など詳しくは、お問い合わせ先までご連絡ください。

〔助成内容〕

助成区分 用件区分	申立費用の助成	後見人等の報酬の助成 (成年後見人、保佐人、補助人など)
申請者	<p>◎ 申立人 (市長申立に限らず、本人や親族が申立を行った場合を含む)</p>	<p>◎ 被後見人等 (被後見人、被保佐人、被補助人) (市長申立に限らず、本人や親族が申立を行った場合を含む) * 後見人等の代理申請が可能</p>
申請時期	<p>後見等開始審判の確定後 (審判を受けた日が属する年度末から2月を経過する日まで)</p>	<p>報酬付与の審判決定後 (後見人等の審判が確定した日から12月を経過するまでの報酬付与審判確定後、2月を経過する日まで。以降、活動報告に併せて同様)</p>
助成対象となる経費	<p>10万円以内</p> <p>◎ 申立費用 (①～④は、家庭裁判所に実際に支払った費用) ① 申立手数料 ② 登記手数料 ③ 郵便切手代 ④ 鑑定費用 ⑤ 専門職の書類作成料 ⑥ 申立書の添付書類の取得費用※ ※ 診断書や戸籍謄本など申立書の添付書類の取得に要した費用</p>	<p>在宅 28,000円以内/月 施設 18,000円以内/月</p> <p>◎ 後見人等の報酬 ◎ 後見監督人等の報酬 (後見監督人、保佐監督人、補助監督人) * 後見人等及び後見監督人等が親族(本人の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹)である場合は助成対象となりません。</p>
助成対象となる要件	<p>判断能力が不十分な精神障がい者、知的障がい者及び認知症高齢者などで、後見開始(後見・保佐・補助)の審判を請求した方で、下記(1)～(4)のいずれかに該当する場合</p>	<p>被後見人等が、下記(1)～(4)のいずれかに該当する場合</p>
	<p>(1)生活保護受給者 (2)生活保護要保護者</p>	<p>(3)報酬に係る費用を負担することにより要保護者となる者 (4)その他市長が認める者</p>

お問い合わせ先

受付時間：平日 8:30～17:15 (土日・祝日、年末年始は休み)

場所：亀山市地域福祉課 (あいあい5番・6番窓口)

高齢者支援グループ

障がい者支援グループ

TEL:0595-84-3312

TEL:0595-84-3313